



NPOバンク サポーター側

2003年10月

Vol.8



NPOバンク
事業組合総会

北海道NPO
バンク総会



NPOバンク総会開催

～ 設立から1年を経過して・・・～

NPOバンク事業組合の第1回定期総会及び特定非営利活動法人北海道NPOバンクの第1回通常総会が、2003年8月29日（金）に開催されました。

NPO支援のバンク事業は、出資を募るNPOバンク事業組合とNPOなどの市民活動団体に融資することを目的として設立された特定非営利活動法人北海道NPOバンクにより、すでに4回目の資金貸付を迎えており、順調な成果をあげることができました。

NPOバンク事業組合と北海道NPOバンクは、一体となって北海道におけるNPO団体の事業活動への支援を通じて、豊かな地域社会づくりを推進し、今後の地方分権時代における、本格的なNPOと行政の協働に向かうためにNPO団体の取り組みをサポートすることを目的として活動に取り組んでいます。

趣旨に賛同していただける市民活動団体には、事業資金のつなぎ融資をはじめとする資金確保の必要性を理解いただき、出資への一段の協力を呼びかけていきます。仲間同士の相互支援システムとしてバンク事業の可能性を拓くのは、やはりNPO団体のパワーによるところが基本となっていくと考えています。

道民の皆さん、道内自治体、企業が「NPOバンク」にもっと深い関心を寄せていただけるような活動を展開し、全国初、北海道発の「NPOのためのNPOバンク」を広く全国にアピールしたいと思います。

NPO事業組合の運営も2002年8月のNPOバンク事業組合設立総会から約1年が経過しました。設立総会以来、約1年にして、NPOバンクの原資総額が4,000万円の大台を超えることとなったことは、皆様方の厚い支援のたまものであり、ここに厚くお礼を申し上げます。

今後も引き続き福祉サービス、まちづくり、環境保全、文化・芸術、スポーツの推進など幅広い分野で活動しているNPOを側面から支えるべく力を注ぎます。

NPOバンクとは

様々な地域課題の解決や、地域資源の活用などに積極的に取り組むNPOなどの市民活動団体に融資する金融システムの総称です。サポーターからの出資を受けるNPOバンク事業組合と、NPOなどの市民活動団体に融資する特定非営利活動法人北海道NPOバンクにより構成されます。

北海道NPOバンク研修の感想 (9/19～9/22)

京都大学文学部三回生 古川昇平

バンクでは、自身のNPO体験を通して得た「経営法や資金運営などを改善すれば日本のNPOはもっと成長するのではないか？」という感想を実地で確かめたいと思っていました。ほんの短い間でしたが、バンクにているいろいろなNPOの方と接し、NPOの未来にとってのバンクの必要性、可能性について聞くことができました。

北海道を拠点に日本全国に「NPOバンク」というものが根付き、それを核にNPOが市民にとってより身近になればと思います。

審査に向けて (その3) ～NPO法人の決算書～

副審査委員長 畑山 紀（札幌学院大学商学部教授）

道路公団が債務超過で事実上の経営破綻に陥っているかどうか問題になっていますが、これは公開されている同公団の「正規」の決算書の信頼性に疑問が持たれていることに起因しています。財務内容の公開（ディスクロージャー）に消極的な企業その他の組織体が少なくない我が国の実情を反映した出来事ともいえます。

ところで、特定非営利活動促進法（NPO法）にもとづいて設立されるNPO法人は、法人格のメリットを享受することの見返りとして様々な義務を負っており、会計に関しても一定の規制を受けています。すなわち、NPO法は、NPO法人に対して、「正規の簿記の原則」に従って会計簿に記帳し、「明瞭性の原則」にもとづいて財産目録・貸借対照表・収支計算書（決算書）を作成し、「継続性の原則」のもとに会計基準・手続を毎年度継続して適用することを求め（第27条）、事業報告書や決算書等の主たる事務所における備え置き、閲覧への対応および所轄庁への提出についての義務を課しているのです（第28・29条）。

しかしながら、現在、NPO法人のための「一般に認められた会計基準」は、存在しません。内閣府の「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」には、決算書のひな型が掲載されていますが、これは必ずしも全てのNPO法人、特に小規模法人に適合するものではありません。融資申込みにあたって提出されるNPO法人の決算書の様式が多様で、その精粗の度合いに大きな開きがあるのは、止むを得ないことなのです。

そこで、融資を申し込まれるNPO法人には、決算書の様式はどうか、ディスクロージャーに消極的な我が国の実情に巻き込まれることなく、活動と状況の実態をできるだけリアルに表現しようという意気込みをもって決算書を作成されるよう希望いたします。

ガンバレ！NPO

～いずれは利用者に～

NPO事業組合出資者 第74号 北海道自治体学会事務局長 真屋 幹雄

10年くらい前から市民活動に興味を持ち、小さな団体の役員としてマネジメントに苦労してきました。幸い運転資金がショートしたことはないが、年度明け早々の時期には、新年度の会費が入ってくるまでの間、通帳の数字を眺めて心細い思いをすることがある。こうした思いは、大きな事業を行っているNPOならなおさらのことだろう。

しかしながら、一般の市民にとって銀行はお金を預ける所。市民活動団体が融資を求めるには、敷居が高すぎる。そういう意味で北海道NPOバンクは、当然必要な仕組みだと考え、出資者の一人となった。

いずれは融資を受ける立場になって、北海道NPOバンクを活用させていただけたらと思っている。



NPOバンク第5回融資申込みのお知らせ

受付期間 10月20日（月）～11月14日（金）

融資実行 12月末

融資申込み書類は、URLにて取り出せます。インターネットをご利用になれない方は、下記までご請求ください。融資募集に関してご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。（担当：北村）



お知らせ・お願いコーナー

サポート便りに掲載を希望する手記・情報がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡願います

NPOバンクに対する問い合わせ先・資料請求先

〒060-0062 札幌市中央区南2条西10丁目 クワガタビル2F 北海道NPOサポートセンター内

TEL:011-204-6523

FAX:011-261-6524

E-mail : npobank@npo-hokkaido.org

http://npo-hokkaido.org/bank_hp/